

コロンバスのプール・ルーム

プール・ホール，高校生によるその使い方の研究，そして合衆国の大都市における非会員制ビリヤードおよびプール・ルーム規制条例の要約¹

E. W. バージェスほか著
鎌田大資・桑原 司訳

「シンボリック相互作用論基本文献翻訳シリーズ」の刊行によせて

日本におけるシンボリック相互作用論（SI）研究の活性化を目的として、2017年8月20日に「SI研究会」が立ち上がった。鎌田大資・桑原 司・山口健一の3名を先発メンバーとして、その後、朝田佳尚・井口尚樹・高田正哉が加わり6名体制となり、2019年9月1日に第3回の研究例会を開催している。「シンボリック相互作用論基本文献翻訳シリーズ」は、この「SI研究会」の共同研究の一環として公刊されるものである。

SIは、主としてジョージ・ハーバート・ミードの思想をもとに、ハーバート・ブルーマーによって定式化され、その後、H. S. ベッカー、T. シブタニ、A. L. ストラウス、R. H. ターナー、E. ゴフマン、S. ストライカー、G. A. ファイン、N. K. デンジン等によって継承され発展した「パースペクティブとメソッド」である²。おそらくこれがSIに関する通説的な自己紹介だろう³。我が国におけるSI研究やその翻訳（邦訳）もまた、概ね、上記のSI論者の論考を対象として行われてきた⁴。

とはいえ、SIの発展に貢献してきた学究たちは上記のミードやブルーマー等だけではない。W. I. トーマス、R. E. パーク、W. ジェームズ、C. H. クーリー、F. ズナニエッキ、J. M. ボールドウィン、R. レッドフィールド、L. ワース、E. フェアリス、J. M. ウィリアムズ、そして、E. W. バージェス。彼らは、SIの提唱者であるブルーマーがその著『シンボリック相互作用論』⁵において、SIの知的源流の形成に貢献した人物として明記している学者たちである⁶。にもかかわらず、特に国内の研究においては、彼らの論考は、ミードやブルーマー等のそれと比べ相対的にSIとの関連において取り

¹ Central Philanthropic Council, C., Burgess, E. W. (Ernest Watson). (1916). *Columbus pool rooms: a study of pool halls, their uses by high school boys, and a summary of public billiard and pool room regulations of the largest cities in United States. Report of the Survey committee.* Columbus, O.: [s.n.].

² Kuwabara, T., 2019, "Symbolic Interactionism Notes" Web Release, *Journal of Economics and Sociology, Kagoshima University*, 93, p. 34.

³ 桑原 司・木原綾香 (2011) 「シンボリック相互作用論の根本問題」『経済学論集』第77号, 57-8頁。

⁴ 片桐雅隆 (2004) 「日本におけるシンボリック相互行為論・構築主義の展開」『現代社会理論研究』第14号。

⁵ Blumer, H. G., 1969, *Symbolic Interactionism*, Prentice-Hall. (1991年、後藤将之訳『シンボリック相互作用論——パースペクティブと方法——』勁草書房。)

⁶ Blumer 1969: 1, 78=1991: 1, 101.

扱われることがなかった、という印象を我々は強く持っている。

本シリーズ（「シンボリック相互作用論基本文献翻訳シリーズ」）の第1弾としてバージェスのこの論考（「コロンバスのプール・ルーム」）を取り上げることには四つの理由がある。第一に、上記の「取り扱われることがなかった」論客のなかでも、おそらくはさらに「取り扱われることがなかった」論客層にバージェスが位置づけられること、第二に、その「位置づけ」とは裏腹に、バージェスのSIに対する重要度は、特にシカゴ的な調査方法の開発・実践・指導に明瞭に看取できること⁷、第三に、SIに特徴的な参与観察法が用いられた社会学的研究の嚆矢として位置づけられる『タクシーダンス・ホール』⁸が採用した調査チームの組み方（「チーム・リサーチ」）に、バージェスのこの論考が原型を提供したと考えられること、そして最後に、こうした三つの特徴を有する「この論考」に対して、そもそも言及すらされることがこれまでなかったということ。この四点が、「コロンバスのプール・ルーム」を本シリーズの第1弾として我々が選択した理由である。

SIとシカゴ学派社会学とは密接な関係にある。というよりも、前者は後者の一部だと言っても過言ではない。そのため本シリーズで今後取り扱う論考は、中野正大・宝月誠が主宰する「シカゴ社会学研究会」の研究成果⁹や奥田道大・吉原直樹が監修する「シカゴ都市社会学古典シリーズ」（ハーベスト社）で取り上げられているものと多分に重複する可能性がある。とはいえ、1) SIとの関連において対象論考を選択すること、2) これまで相対的に注目されてこなかった論考を選択すること¹⁰、この二点は、上記の二つの大きな知的伝統から本シリーズを差異化する「ささやかな独自性」として打ち出し得るのではないかと我々は考えている。

今後は、メンバー「6名」（2020/01/31現在）のそれぞれの観点から、「SIの基本文献として位置づけられるもの」、あるいは「SIの探究にとって有用な文献として捉えられるもの」を選び出し、その邦訳を継続的に公刊していく予定である。

⁷ 鎌田大資・中野正大（2003-2005）「初期シカゴ学派社会学の確立——E・W・バージェスの人と作品（その1）（その2）（その3）——」『人文』第51号～第53号。

⁸ Cressey, P. G., 1932, *The Taxi-dance Hall*, The University of Chicago Press. (2017年, 桑原 司ほか訳『タクシーダンス・ホール』ハーベスト社。)

⁹ 宝月 誠・中野正大編（1997）『シカゴ社会学の研究』恒星社厚生閣；中野正大・宝月 誠編（2003）『シカゴ学派の社会学』世界思想社。

¹⁰ ただし、注目のないしは言及されてはきたが、現時点で邦訳（全訳）が存在しないものも対象文献に含める予定である。

コロンバスのプール・ルーム¹¹

プール・ホール，高校生によるその使い方の研究，そして合衆国の大都市における非会員制¹²ビリヤードおよびプール・ルーム規制条例の要約

サーベイ委員会報告書

委員長 E・W・バージェス博士，

H・W・ケロク師，フローレンス・カヴァート嬢，

エドワード・オートン・ジュニア夫人，ペリン・マニペニー夫人，

E・J・エメリック博士，ルイズ・ケルトン嬢，

C・V・ウィリアムズ氏

中央博愛評議会¹³

会長 ジェイムズ・E・ハガティ

事務局長 ジェイムズ・L・フィーザー

事務局

オハイオ州コロンバス

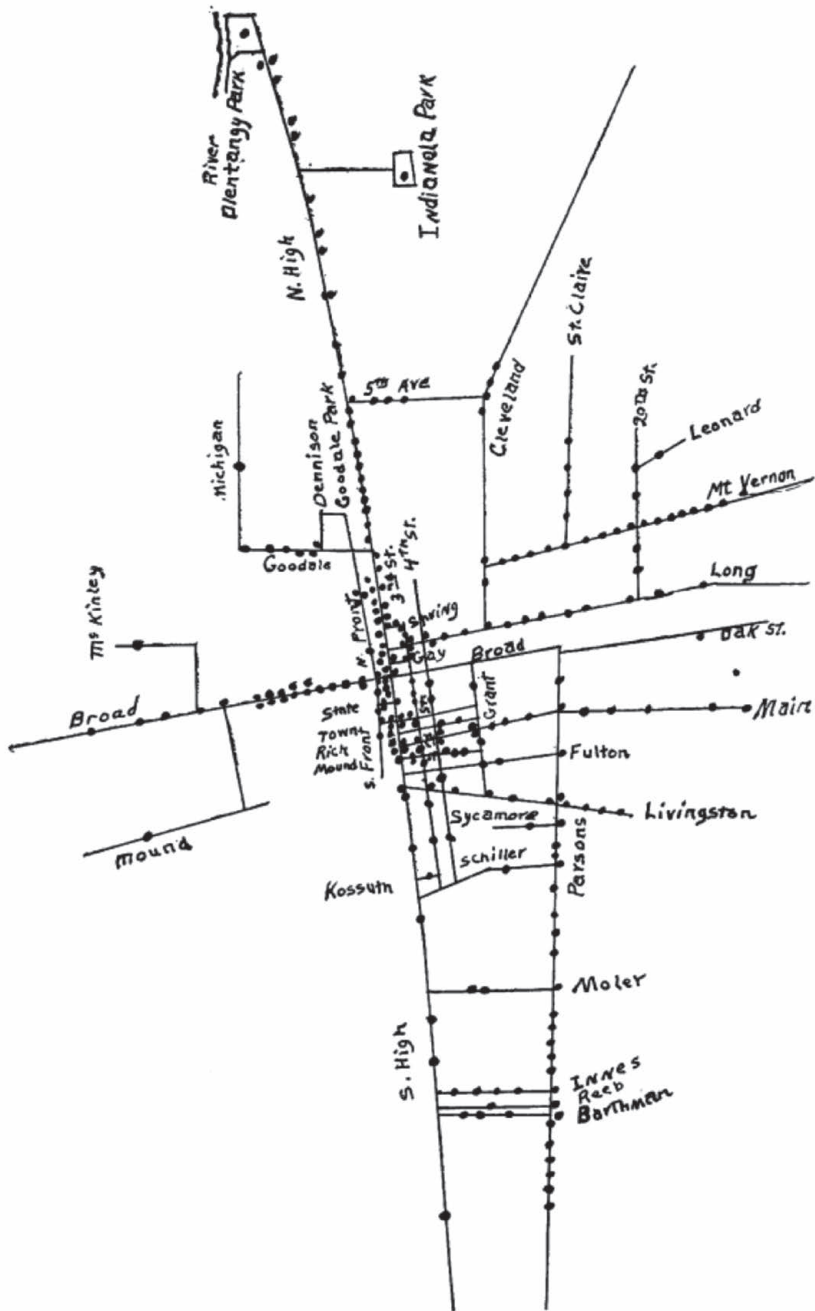
サウス・ハイ・ストリート175

1916年6月

¹¹ 19世紀には競馬場の休憩室を「poolroom」と呼んでいたが，そこにビリヤード台が導入されて休憩時間の遊びとして定着し，ビリヤード台の置かれた部屋を「pool room」と呼ぶようになった。ビリヤード (billiards) は玉の落ちる穴 (ポケット) のない台で，玉が壁に3回ぶつかってから標的の玉に当たるように打つゲーム。それに対しプール式ビリヤード遊び (pool playing) は台上に15個の玉を3角形に配置し，6つの穴 (pool) に落としていくゲーム。本稿では「pool table」をプール台，「billiard table」はビリヤード台と訳しわけ。報告書のタイトルではプール・ルームを両遊戯のできる場所の総称としてもちいている。文脈上，プール台を多数備えた広い会場をプール・ホール (pool hall) と呼ぶようである。本報告書が考察している高校生の遊戯対象は主にプール式だが，より高度な技量を要求され高額な賭けの対象になるのは，ビリヤードである。日本での慣用表現を活かし，プール・ルームをビリヤード室 (店)，プール・ホールをビリヤード場とする訳し方も考えられる。プール式ビリヤードの「pool」という単語の語源には，フランス語の「poule」(賭け金) が含まれている。なお，本稿における脚注はすべて訳者によるものである。

¹² 非会員制と訳した原語は「public」。「public bath」を公衆浴場と訳すように公衆プール・ルームのような訳語も考えられる。会員制は「private」。

¹³ Central Philanthropic Council. オハイオ州またはコロンバスを基盤とする組織と考えられる。



コロバスのプール・ルームの立地図
(レスリー・J・ゴッサード作図)

序

非会員制プール・ルームの研究は、多くのアメリカの都市において余暇活動サーベイとの関連でなされてきた。必然的に、そうした研究は集中的というより概括的であり、徹底的というより表面的であった。中央博愛評議会の計画およびサーベイ委員会では、プール式ビリヤード遊びという社会現象が、若者や少年の生活の一要素として実に肝要なものとなっているところから、特別な科学的研究を要するという結論に達した。以下の報告書では、コミュニティでの知性ある対策の基盤として、プール・ルームに関する諸状況において際だった諸事実を提示する。

1916年2月にフィールドワークは開始された。それ以来、プール式玉突きに関する問題やプール・ルームの規制条例が公衆の注目を集めてきた。また地元高校の1つにプール台が導入されたことで、プール式の遊び方と高校生的人格形成の関係に関する嵐のような議論が本市でも引きおこされた。もっと最近では、市議会で2つの条例案が提出された。L・A・オルコット氏による第1案では日曜日の休業と早い時間での営業終了を規定し、F・P・ジムファー氏による第2案はプール・ルームの営業に鑑札制を求めるものだった。

中央博愛評議会の立法委員会は、計画およびサーベイ委員会と協同して、全米運動場、および余暇活動協会の監修のもとで条文化された模範的プール・ルーム条例の制定に向けて、コロンバス市議会や市民の関心の喚起を要望する。1916年5月27日、全国中央博愛評議会の特別会議では、市の公共福祉局の監察官が非会員制プール・ルームの査察と、監督の権限を持つべきだという勧告への支持を表明した。この決議は、公共福祉局監察官の職務を以下のように定義する市憲章の規定とも合致する。すなわち、「彼は公共の娯楽や芸能全体の査察、監督を委任されることになる」。これはコロンバス市憲章の112項で、1914年5月5日の住民投票により承認された。

現時点で、コロンバスには、プール・ルームを規制する条例は何もない。よって当市は、どのアメリカの諸都市よりも優れた条例を施行する機会に恵まれている。

委員会は以下の方々に恩義をこうむっている。フィールドワークと集計に関しては、レスリー・J・ゴッサード氏、ロバート・ラウレット氏、一群の学生調査員たちに。またオハイオ州立大学経済および社会学部のメアリー・ルイズ・マーク嬢と、中央博愛評議会事務局長のジェームズ・L・フィーザー氏には多くの貴重な御提案と御批判をいただき、クララ・マーク嬢には諸図表の準備に惜しみない助力を得た。また市のYMCAからは、良い影響を受けたプール式の遊び方を示すカットなどをお借りすることができた。

計画とサーベイ委員会
委員長 アーネスト・W・バージェス

コロンバスのプール・ルーム研究

昨年12月、当時、市の余暇活動局長だったR・S・ウォムボルド氏が、コロンバスのプール・ルームについて、徹底的かつ科学的なサーベイが必要だと示唆された。その業務は、全国中央博愛評議会の計画およびサーベイ委員会により実施された。研究は3つの主要部分に分かれる。

A：オハイオ州立大学社会学部の26人の学生をスタッフとして、学部の上級生であるレスリー・ゴッサード氏の監督下におこなった243の非会員制プール・ルームのサーベイ。フィールドワーカーの名前は以下の通り。G・F・アチャオー、J・C・ディロング、A・F・ディール、T・D・イヴァンズ、H・H・フォアマン、レイモンド・ギブズ、E・B・グレアム、B・R・グリフィス、G・R・ホルマン、H・K・ハヴィリシク、W・H・リーズ、J・W・リーショーン、H・F・ルードマン、I・H・ピーターマン、セス・ポーリン、G・E・レイダー、C・W・ラッカー、H・E・シュウォール、W・F・シュウォール、D・D・サイムズ、H・R・スタイン、P・M・ストークス、T・J・ティッピー、C・R・トロートマン、J・L・ヴェスパー、そしてJ・E・ホワイトサイド。

B：高等学校長たちの協力を通じて、875人の高校生が回答した質問紙に関する報告書。研究のこの部門の指導に関しては、ゴッドマン・ギルド¹⁴のロバート・ラウレット氏が貴重な助力を寄せられた。

C：合衆国の大都市52のうち、40においてプール・ルームを取り締まる条例や規則の比較サーベイ。

A コロンバスのプール・ホールのサーベイ

レスリー・ゴッサード氏の指導のもと、学生スタッフによるプール・ルームのサーベイが実施された。学生たちは報告のための白紙と、情報収集のために使用される調査カードを支給された。各学生にはそれぞれ別個の地域が割りあてられた。彼らは少なくとも1時間はプール・ルームにとどまり、夜にそこを訪問するよう指示された。しかしこの指示を、あらゆる事例で実行することはできなかった。そのことはバー・ルームに酒場がある場合、またはプール・ホールが移民や黒人¹⁵を常連とするタイプのものである場合に、特に当てはまる。

プール・ホール店主の氏名と住所は国税庁収税課から取得された。その際、1915年7月1日から1916年6月30日までの会計年度は完了していなかったが、306店の名称と住所が確保された。学生の報告によれば、こうした店舗のうち、56は閉鎖され、7は市の境界線の外側にあるか、発見できなかった。このため研究の基盤としては、243のプール・ルームが残ったことになる。

プール・ルームのサーベイは4部分に分かれる。その表題は、Ⅰ：事実の概観、Ⅱ：衛生状態、Ⅲ：法規違反、Ⅳ：道徳的な雰囲気である。

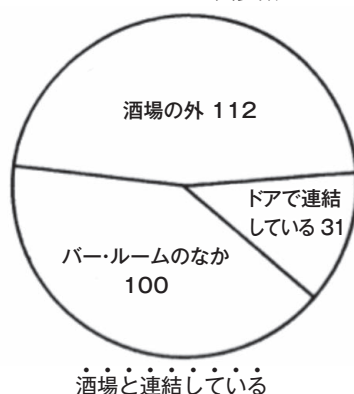
¹⁴ Godman Guild. 1898年にオハイオ州で設立された児童、青年教育を使命とする福祉団体。

¹⁵ negro(es). アメリカでもオバマ大統領の任期中には、アフリカ系の人 (the African) などの中立的表記が一般化しかけたが、それ以前の記事でもあるので旧式の訳し方を採用する。

A-I：事実の概観

243のプール・ルームが本研究に含まれる。そのうち112は酒場の外側にあり、100はバー・ルームの内側にあり、31はドアでバー・ルームに連結している。すなわち、112は酒場の外側にあり、131は酒場と連結している。ビリヤード台とプール台の合計は795。台数調査においては2つの事実が目立つ。第1に、243のうち173のプール・ホール、あるいは3分の2以上には、3つかそれ以下の台しかない。第2に、795台のうち44台だけがビリヤード台で、その残りがプール台である。

プール・ルームの大多数が



人種¹⁶によりプール・ルームを分類することには意義がある。166のホールがアメリカ人を常連客としている。51はアメリカにおける移民集団、すなわちイタリア人、ハンガリー人、ギリシャ人の男性を、26は黒人を常連客としている。

プール・ルームの立地は重要である。コロンバスでは、事実上すべてあるいは221が1階¹⁷にある。14だけが地下に、8だけが上の階にある。しかしながら、わずかな例外はあっても、上の階または地下のプール・ホールでは多数の台を設置している。

通りから部屋のなかが見えているか、眺めが遮られているかという問いが検討された。集計された243のプール・ホールのうち、82だけは通りから部屋のなかが見え遮蔽物はなかった。残りはブラインド、覆い、曇っているか色を塗られたガラス、間仕切り、地下にあることなどで眺めが遮られている。部屋のなかが見えていればコミュニティで監督することができ、法規違反の機会は減少する。

コロンバスの243のプール・ホールの席数合計は4166である。調査担当者が訪問した際の入場者合計は3438であった。従って、コロンバスのプール・ルームの入場者数は、一日で15,000から20,000¹⁸、週当たりで105,000から140,000、年計で5,250,000から7,000,000と推計されるだろう。

¹⁶ 肌の色からヨーロッパ系とアフリカ系を分けるのではなく、出生地により民族性 (ethnicity) を分類している。この点は、のちのシカゴ・モノグラフと同様である。

¹⁷ main floor.

¹⁸ 前述の規制条例案などに従い、各店が毎日4時間から6時間程度、営業することが前提とされているのだろう。

A-II：衛生状態

余暇活動は健康増進につながるべきである。非会員制プール・ルームの衛生、採光、そして換気状態はコミュニティの関心事である。プール・ルームの研究における調査担当者たちの報告では、衛生状態が良い会場が64, 中くらいが112, 悪いものが65であった。採光の特徴を調べると、良い場所が111, 中くらいが83, 悪いが47。部屋の換気状況についての記入は、良いが52, 中くらいが102, 悪いが87。2会場については衛生状態全般に関して報告がなされなかった。

プール・ホールの手洗い場はお客がくつろぐ場でもあるので、その衛生状態は二重に重要である。手洗い場の状態の報告は、以下のように要約できる。良い46, 中くらい78, 悪い92, 報告なし14, 手洗い場なし13。多くの事例での衛生状態は、言葉で言いあらわせないほど不潔であった。以下はこのタイプの1例についての報告である。

「部屋の奥の一隅に不潔な手洗い場があった。(実際にそうしたものだ確認されているように) 病原菌が増殖するのに不潔さが必要なら、この手洗い場はまさに病原菌がはびこる宮殿のようなものだろう。この手洗い場の床はネバネバし、臭気はほとんど耐え難く、器具類には完全に汚物がしみついている」。

公衆保健のみを根拠とした場合でも、プール・ルームには査察が必要だということが本研究から見てとれる。



一軒のあばら家。プール・ルームに打ってつけとはいえない場所である。



「プール・ルームがカーテンのない場所にあればいいのに。プール式で遊んでいるのを見られたからといって、恥ずかしがる理由はないから」(A229)*

*高校生からの情報は秘密厳守で集められたものなので、高校はアルファベットで、少年たちは数字で示されている。

A-III：法規違反

プール・ルームで観察された3438人のうち、183人が18歳未満で、1305人が18歳から25歳まで、1950人が25歳を超えていた。このように全数の1%未満が年齢制限未満というのは、小さい数値である。これには2つの説明が考えられる。まず調査担当者が保守的であって、疑わしい年齢の少年たちに疑わしき者への利益を与えたというものである。さらに、プール・ルームの大部分はバー・ルームでもあり、この場合の年齢制限は21歳だということも説明になる。

訪問された243会場のうちで、賭け事が報告されたのは101である。表だって賭け事がなされていない場所の数は、おそらく片手の指で数えられる程度だろう。カーター警察署長がわたしに語ったところでは、部下たちが賭け事を見張らなければならない場所の割合は100%だそうだ。プール・ホールの調査担当者の証言によると、店主たちは賭け事を黙認し、しばしば奨励もしている。

以下の3例は、引用してもよい多くの証言のごく一部である。

2月6日。日曜の夜、午後11時にプール・ルーム(X4)に入った。「賭け事厳禁」という表示の下で、25歳くらいの3人の若者がニギリ¹⁹のプール式ビリヤードで遊んでいた(playing pool on pay balls)。店主は脇に立っていて、1ゲームごとに壺からじゃらじゃらと10セント硬貨を取りだしていた。ゲーム中、誰が勝っているんだと一人が尋ねたところ、「こいつは、おれが勝つゲームさ」と店主は言った。店が閉まる11時45分に、若者の一人は25セント浮き、もう一人は25セント沈み、3番目のものは4ドル近くも失っていた。店主は正しかった。彼の一人勝ちだった。見物は3人から5人と多様だった。

署名者 E

4月23日。日曜の夜、午後10時20分にプール・ルーム(X1)に入った。第1の台では、おそらく18歳未満の2人の少年が、第2の台では、その1人が店主である25歳から30歳の3人の男がプール式ビリヤードで遊んでいた。

入っていくと、第2の台にいた男たちは疑わしげにわたしを眺めあげたが、2度目の視線を浴びることなく手洗い場へとわたしは通りぬけた。1分後に出てきて、第2のゲームの見物人であるほかの3人と一緒に、注意を引くことなく席を取った。3人の男は死んだ玉に10セント、活きた玉に25セント賭けて、ピープール(pea-pool)をやっていた。そのうちの1人がつづげざまに負けていたらしかった。新たにゲームがはじまった所で、突然「サツ(the cop)」が巡回で入ってきて、ピープールのゲームは罪のない回し打ちのプール式ビリヤード(rotation pool)に変わった。警官がとどまっているあいだ、回し打ちのゲームが続いたが、彼がいなくなった途端に、ピープールのゲームが再開された。しかし、それも男たちの一人がドアまで行き、警官がドア近くにぶらついている

¹⁹ 「on pay balls」という表記は、球技にかかわる賭博全般を指すようだが、賭けゴルフの隠語「ニギリ」で置きかえてみた。後出のピープール、エイトボールなどはビリヤードの競技の種類。本項では賭けの対象になっている。

いことを確かめたあとのことであった。午後11時30分過ぎてすぐにわたしは立ちさった。

署名者 A

土曜の夜10時30分。一番台数の多いプール・ホールの1つで、店の支配人と中年の客が部屋の奥にある台でさいころ賭博をはじめた。2人は調査担当者もゲームに誘おうとするが、失敗する。彼らはとうとう3人の若者を博打に参加させることに成功する。それぞれのゲームの掛け金は各参加者あたり25セントだった。かなりの額の金の持ち主が変わったが、それも台についていた連中(table men)の一人がやってきて支配人にこうささやくまでのことだった。「曲がり角のところにいる『サツ』がおれたちを見つめてるぜ」と。男たちはもう1回さいころを振って、その晩のゲームは終了した。

署名者 W

賭けゲームやそれに使われる道具は数限りない。ピープル、エイトボール(eight-ball)、ほかの賭けビリヤード(pay balls)は、もっぱらプール式ゲームで行う賭け事のよくある形式である。さいころやさいころ壺(dice box)は再々見かける。賭け事はカード遊びと結びつけられることがたいへん多い。酒場で支払いや飲み物を賭けて遊ぶことはありがちで、たちが悪い。おかげで余暇活動と飲酒が直接に結びつくように思われるのである。

賭け事は完全に減らすことはできないが、その量は大幅に減らしうる。通りから視野をさえぎるものを廃止し、私服の男性が会場を査察することで、ゆくゆくはこの目的に達することになるだろう。

A-IV：道徳的雰囲気

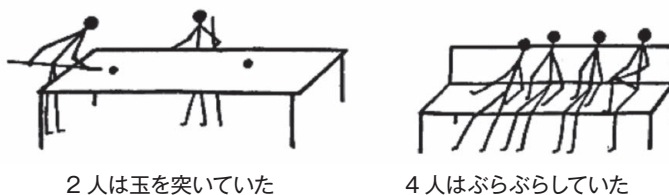
男性向けの非会員制集会場での道徳的雰囲気は評価が難しい。そこで、以下のざっとした基準が採用された。「良い」は、男性集団の通常の会話の状態を示す。「中くらい」は、下品な内容でめりはりをつけられた会話を示す。「悪い」は、下品でもあり猥褻でもある会話を指す。とはいえ、道徳的雰囲気を測るのに「日曜学校」みたいな基準を当てはめようと試みたわけではなかった。研究結果の集計から以下のような結果が得られた。「良い」53、「中くらい」88、「悪い」84、評価なしが18。以下の表は、酒場の外側、バー・ルームのなか、ドアで酒場と連結しているプール・ルームを比較した際の、道徳的態度の差異を示している。

プール・ルーム	良いの 度数	中くらいの 度数	悪いの 度数	評価なしの 度数
酒場の外側	36	39	26	12
バー・ルームのなか	12	37	47	4
ドアで連結している	5	12	11	2

明らかに酒場の道徳的雰囲気はプール・ルームのそれより悪い。

低い道徳的雰囲気のおかげで道徳性が低くなる効果は、プール式ビリヤードで遊んでいる人よりも、ぶらぶらしている人についてのほうが大きい。統計から見てくることだが、訪問時にはプール・ホールで観察された3438人の男性と少年たちのうち、1223人が玉を突いていて、2215人がぶらぶらしていた。ある時点で、会場にいる全員の3分の2が玉を突いているのではなく、だらけて休んでいたという事実は、ぶらぶらして怠けていることの危険性を見せてくれる。

コロンバスのプール・ルームにいる男性6人のうち



調査担当者が合意しているところでは、コロンバスの非会員制プール・ルームのごくわずかな部分を除きすべてが、少年にとって人間性を鍛えられたり、性根を強められたりする場所となっている。ここでは少年たちは抑制を解かれる。少年自身の言葉づかいをもちいれば、自分が「性根がすわっており」「利口だ」と見られたいと望んでいる。

手洗い場が性病用のたくさんある治療薬の広告によく使われるということは、道徳と公衆保健の両面で問題である。調査担当者の報告では、手洗い場のうちの88箇所、あるいは3分の1以上にこうした広告があったという。ここでは、おそらく多くの理由から生じる数値の過小報告があるだろう。こうした状況では2つの危険がある。まず第1に、広告によりこうした病気の治りやすさに関する誤った印象が与えられるという点と、第2にこうした広告のおかげで、患者が医師ではなく市販薬へと向かわせられるという点である。

結論

コロンバスのプール・ルームの研究から見てくるのは、研究で明らかになった諸状態の改善を目指す市内のプール・ルームへの鑑札条例が必要だ、ということである。

B 高校での研究

高校研究は実験として実施された。C・D・エヴェレット校長の協力を通じて、質問紙が用意され北高校で試行された。質問への返答は期待以上に満足のいくものだった。少年たちの回答は真摯で真面目だった。北高校から返送された246の調査票のうち、浮ついた不真面目な回答のため、3通のみが集計から排除された。

実験の成功により、研究の範囲を市内の他高校へ広げることになった。校長たちの親身な協力により、東、南、西、クレストビュー高校、また商業高校でも質問紙の回答欄が記入された。

研究結果へと向かうまえに、以下の注意事項に触れておかねばならない。

1. 高校生のうち、2, 3, 4年生のみが含まれている。この限定は適当な期間に集計業務を終えるために必要だった。

2. そのまえの週の出来事が心のなかで新鮮であるよう、質問紙に記入する曜日は月曜が選ばれた。各校でどの月曜におこなったかは次の通り。北高校では3月27日、南と西高校そして商業高校では4月10日、東高校では5月1日、そしてクレストビューでは5月8日である。

3. 返送された883の質問紙のうち、浮ついたまたは不真面目な回答のため廃棄されたのは8通だけだった。この事実は、若い高校生の、自分にきわめて肝要なかかわりをもつ問題への態度、状態改善へ向かう運動に自分から進んで協力する意思の強烈な証言となる。

高校での研究は5つの事柄を明らかにするため実施された。I：プール式ビリヤードの遊び方を知っている高校生の数。II：プール式玉突きを覚える年齢。III：習得の場所。IV：賭け事や年齢制限に関して少年たちが知っている法規違反。V：状態改善へ向けた少年たち自身の提言。

B-I：プール式ビリヤードで遊んでいる高校生の数

「あなたの推定では、何パーセントくらいの高校生がプール式で遊んでいますか」というものが、調査票の第1の設問だった。回答は10%から100%までと多様だった。最も多くあげられた割合は75%だった。遊び方を知っている少年たちのあげる割合が、遊び方を知らない少年たちよりも概してかなり高いということは、興味を引く心理学的事実である。「プール式ビリヤードの遊び方を知っていますか」という第2の設問への回答により、この点は正確に計量できる。市内の高校の4年生、3年生、2年生の875人のうち、645人はプール式の遊び方を知っていると述べた。230人はプール式の遊び方を知らないと答えた。事実上、4人のうち3人がそのゲームに関して知っていることを認めたのである。高校生4人のうち3人がプール式の遊び方を知っているという事実に見いだされる意義とはなんだろうか。このことから、プール式ビリヤードが10代の若者の心をとんでもない強さでつかんでいるということがわかる。返送された調査票をもっと詳細に検討することで、高校生の若者にそのゲームが及ぼす力の〔他の娯楽と〕比べた強さが見えてくるだろう。

高校生4人のうち



3人はプール式の遊び方を知っている

現在の年齢という観点から回答を研究すると、年齢が進むにつれてプール式の遊び方を知っている少年の割合は増加する。以下の表は年齢ごとに分類されたプール式の遊び方を知っている少年と知らない少年の数を示している。

年 齢	年齢ごとの数	遊び方を知っている者の数	遊び方を知らない者の数	遊び方を知っている者の割合	遊び方を知らない者の割合
13	7	4	3	57.1	42.9
14	48	29	19	60.4	39.6
15	130	77	53	59.2	40.8
16	163	109	54	66.9	33.1
17	192	140	52	72.9	27.1
18	181	159	22	87.8	12.2
19	85	71	14	83.5	16.5
20	11	11	0	100	0.0
記録なし	58	45	13	77.6	22.4
	875	645	645	73.7	26.3

研究に含まれる13歳の少年の半分以上はプール式の遊び方を知っている。そのゲームのことをよく知っていると、20歳の少年全員が述べる。こうしたかけ値のない、はっきりした数字ほどプール式の誘引力を雄弁に物語るものはない。しかしこうした統計は、非会員制プール・ルームの常連客になっている少年の割合に関する情報は与えてくれない。

「先週の午後と夕方のうち、プール・ルームにいた日に印をつけなさい。もしプール式で遊んだなら2回印をつけなさい」という第7の設問への回答から、プール・ルームに入場した高校生の数、プール式で遊んだ者の数を推定できる。回答を記入した875人の少年のうち、645人（つまり75%）の少年たちはプール式の遊び方を知っており、318人（つまり全数のほぼ8分の3）がその週のあいだにプール・ルームに入場し、232人（全高校生男子の4分の1を超える程度）の者が非会員制プール・ルームで遊んだ。ある高校生*（D441）の「75%の少年は遊び、25%の少年は熱狂している」という言葉は、驚くほど実数に近い推定だった。

*先の A229（p.26）に同じ。

プール・ルームに関する1週間の記録



以下の表は、本研究に参加した少年の総数を基礎にして、プール式の遊び方を知っている少年、

研究対象とした週にプール・ルームに入場した少年，プール式で遊んだ少年の数と割合を示している。また，少年が18歳未満かそれとも18歳以上かも分類している。

年齢	総数	遊び方を知っている者の数	入場者の数	遊んだ者の数	遊び方を知っている者の割合	入場者の割合	遊んだ者の割合
全少年	875	645	318	232	73.7	36.4	26.5
18歳以上の少年	277	241	157	111	87	56.7	40.1
18歳未満の少年	540	359	135	102	66.5	24.8	18.9

割合でいえば年少の少年の2倍の年長の少年がプール・ルームに出入りし，そこで遊んでいることは明らかである。プール・ルームに通うこととプール・ルームで遊ぶことは，一過性の魅力によるものではない。こうした統計により，18歳以上の高校生男子8人のうち7人がプール式の遊び方を知っており，18歳以上の高校生男子の半分強がプール・ルームの常連である，と正当に述べることができる。

B-II：習得の年齢

プール式ビリヤードで遊ぶ少年たちの割合を突き止めることよりも重要なのは，習得の年齢である。少年たちがプール式遊びに「熱狂」するのはいつなのか。何歳を超えれば，彼はそれへの免疫が比較的できた状態になるのか。こうした2つの設問は，余暇活動としてのプール式の遊びを認める人にも，答める人にも等しく重要である。

以下の表では，585人の少年たちの陳述にしたがい，プール式の遊びを覚えた人数を年齢ごとに示している。



表を検討すると，14，15，16歳が「プール式への熱病」が最も強くなる年齢だと見えてくる。現状でプール式の遊び方を知っている少年たちの6分の5以上が，17歳以前にそれを覚えている。このあと，わたしたちは以下の設問に答えようと思う。14，15，16歳の少年たちにとってプール式の

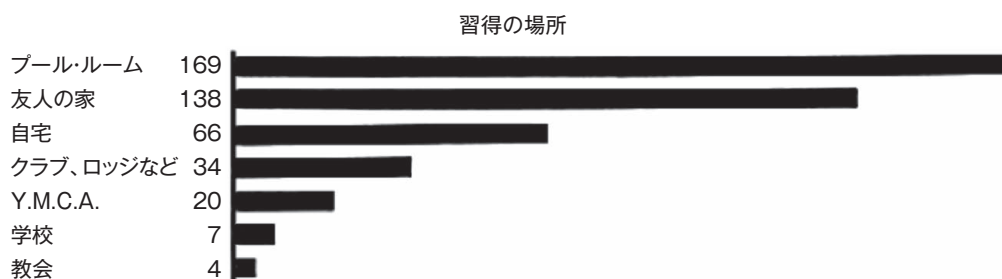
遊びの魅力はどこにあるか。少年たちが生まれつき堕落しているためなのか、それとも邪道に逸れているためなのか。ゲームに悪魔的な魅惑があるためだろうか。それとも、それには余暇活動ならではの価値があるということで説明できるのだろうか。

ここでわたしたちは第3の設問に向かう。どこで少年たちはプール式玉突きを覚えるのだろうか。

B-III：どこで少年たちはプール式玉突きを覚えるのか

「あなたはどこでプール式のビリヤード遊びを覚えましたか」という設問への回答は、北高校の生徒たちを除いてすべての高校生からのものである。この設問が、実験的な試行のあとで質問紙に加えられたからである。

以下の表で、場所ごとに遊び方を覚えた少年たちの数がグラフとして示されている。



本表を分析すると、いくつかの事実に目を引かれる。

1. 非会員制プール・ルームは、1つだけ飛びぬけた最大人数の習得場所であるが、その一方、過半数はプール・ルームの外で覚えていた。
2. 7分の1の少年たちが家庭で覚えたという事実から、コロンバスの家庭がプール式を歓迎しはじめているということがわかる。
3. 学校や教会およびY.M.C.A.で学んだ人は少数だということから、この余暇活動への設備は、こうした施設でほとんどあるいは全くないとわかる。

B-IV：プール・ルームでの法の執行

年齢制限を遵守していないことや、賭け事に対する法規違反についての高校生たちの証言は、彼ら自身がプール・ルームの諸状態をよく知ったうえで得た知識のため、貴重なものである。

州法では、18歳未満の未成年がプール台で遊ぶことだけでなく、プール・ルームにとどまっていることさえも、プール・ルームの支配人に許容させないよう禁じているところから、以下の問いかけが高校生たちに提示された。「問9. 店主はあなたの年齢を尋ねたことがありますか」、「問10. 年齢を理由としてプール・ルームを出るよう頼まれたことは何度ありますか」。

第1の問いに答えた538人の少年たちのうち、199人だけは店主に年齢を聞かれたことがあると答えたのに対し、339人は一度も年齢を尋ねられなかったと述べた。第2の問いに肯定的か否定的な

答えをした525人のうち、95人だけがプール・ルームを出るよう頼まれたことがあると告白し、430人はその要請は一度もされたと述べていないと述べた。ある少年は出るよう頼まれたが、そのまま店にいたと言う。18歳の別の少年（B503）は、年齢制限に従って法が施行されることを要求するが、「店主たちは少年たちの小銭がほしいので、決して年齢について問いかけはしない」と述べている。

そこから得られる結論は1つだけである。すなわち、年齢制限を規定している州法はコロンバス市では死文であり、「紙切れ法」であると、ある高校生の若者は侮蔑的にそう呼んで、その執行を求めた。

少年たちの経験により、以下のような設問にどんな光が投げかけられるだろうか。「問11. プール・ルームで、あなたは金やおごりを賭けて遊んでいるのを見たことがありますか」、「問12. あなたは金を賭けて遊んだことがありますか。おごりを賭けて遊んだことがありますか（注意点：負けた者がゲーム代を払うという慣習はおごりの勘定に入れないでください）」。

個人的観察に関し陳述した537人の少年たちのうち、309人は金を賭けて遊んでいるのを見たことと認め、228人はプール・ルームでの賭け事を直接自分の目で見て知っているわけではないと否認した。賭け事を観察した者は、プール・ホールの常連客である少年たちから現れていることに、ここでは注意を払うべきだろう。

金を賭けて遊ぶことに関し陳述した576人の少年たちのうち、128人は賭け事に参加したことを認め、448人はそれを否定した。おごりを賭けて遊ぶことに関し答えた561人の少年たちのうち、157人はその遊び方に夢中になっていたことを告白し、404人はそういうことをしたことがないと述べた。

こうした問いかけへの回答により以下のことが示された。すなわち、報告した高校生のうち、ほぼ63%がプール・ルームで金を賭けて遊んでいるのを観察したと述べ、22%は自分も金を賭けて遊んだことを認め、28%はおごりを賭けて遊んだと述べた。高校からの回答により、プール・ルームで賭け事が蔓延しているだけでなく、かなりの割合の高校生が、自分もその遊び方に惹きつけられていると認めていることがわかる。

B-V：高校生によりなされた提言

コロンバスの高校生に質問紙を送付した際の目標は、プール・ルームがどんな状態にあるかを調べるだけでなく、その改善のために彼らがどんな提案をしてくれるかを突きとめることだった。従って、問13が調査票に付けくわえられた。つまり「少年たちにとって、プール・ルームをよりよい場所にするために、何がなされうと思いますか」というものである。

この問いかけに対する回答は本研究の最も価値ある部分となっている。回答は、少年たち自身にきわめて肝要なかかわりがある問題についての、生き生きとした血の通った態度を感じさせるものになっている。

その回答の研究により以下の事実が明らかになった。

1. 浮ついた回答の数はきわめて少なく、50に1つもなかった。

2. ごくわずかな数の少年たちは、プール式ビリヤードとビリヤードを有害なものを見なしている。プール式の遊び方を知らない19歳の若者（C257）は、こう書いている。「そこは犯罪にかかわる不道德な場所で、そこからは、破滅し、墮落し、意識の低い人たちだけが生じます。自制心のないアメリカ少年の最良の部分を破壊してしまう原因を、どうして破壊しないのでしょうか」。やはりプール式の遊び方を知らない17歳の別の青年（E367）は、こう述べる。「プール・ルームをよりよい場所にする唯一の方法は、それを全くやめてしまうことだと思います。この形の娯楽のため、多くの割合の人たちが破滅と永劫の罰に直行させられます」。彼はカッコに入れて、こう付けくわえている。「とはいえわたしは牧師の息子というわけではありません」。やはり遊び方を知らない17歳の少年（D436）は強硬な書き方をしている。「町からプール・ルームをたたき出せ」。同様に遊び方を知らない15歳の別の青年（D42）は同じ考えをもっと目に浮かぶようなやり方で書きつけている。「店主たちは、店の外から銃をおろして、鍵を投げすてるべきです」。ここで1つの事実が目をつく。これほど辛らつにプール式の遊びに反対する4人の少年のうち1人もプール式の遊び方を知らず、2人はプール・ルームに1度も足を踏み入れたことがなく、残りの2人のうち1人は1軒のプール・ルームに行ったことがあるだけで、もう1人は2軒のプール・ホールにしか行ったことがないということである。プール式玉突きへのこうした妥協ない敵意という態度は、プール式で玉を突いている人たちには全く見られず、プール式玉突きをしない人の回答のなかでもごくわずかな割合に見られるだけである。

3. プール・ホールには改善の必要は全くないと見なす者の数は、プール式玉突きを全廃しようという人の数と同じくらい少ないということが、本研究から得られた第3の事実である。ある回答は、この普通でない態度をおそらくは示していると思われる。本研究の対象となった週の全日、午後と夕方にプール式で玉を突いていた18歳の若者（D401）は、何の変化も必要ないと述べる。彼はこう書いている。「コロンバスのビリヤード・ルームは極上で、何も改革する必要がない」。

かなりの数の少年たちは改善の余地に明らかに気づいている一方で、プール・ルームを少年たちにとってよりよい場所にするための提案の実現可能性に関して疑いを抱いている。プール式の遊び方を知っている15歳の少年（C47）のように、何人かは端的にこう回答している。「改善は無理です」。17歳の別の青年（A115）は、独自の完全に「自由放任」式の政策を導きだした。「改善できることは何もない。なぜなら平均的な個人に見いだされる動機や原則を作りかえることはできないから」。

4. 上記よりはるかに多い大半の少年たちは、プール式玉突き自体は良いゲームだと確信しながら、既存の諸状態への鋭い批判と改善のためのすぐれた建設的提案を提供している。まずそのうち、最も知的な批判をわずかばかり提示し、つづいて提案された多くの対策を考察しよう。

プール式で遊ぶ16歳の少年（C72）は、プール・ホールに結びつけられる害悪に関し、物理的環境の影響を強調する。「酒場やタバコ屋をプール・ルームに連結して、または隣接させて設置してはいけない。プール・ルームは、必ず通行する人みなから見える場所にして、地下室や2階に設置

してはいけない」。

2年前にプール・ルームでプール式玉突きを覚えた17歳の若者（E290）は、自分の観察から以下のように書いている。「『バケツ賭けする連中（bucket gang）』²⁰がプール・ルームにたむろするのを許してはいけない。道を隔てた酒場の店主が入店して連中と顔みしりになるのを許してはいけない」。少年がプール・ルームを卒業して酒場に入学する道筋が、彼の陳述により明らかになるのではないだろうか。

プール式の遊び方を知らない19歳の若者（A198）はこう書いている。「まっとうな手合いの少年とプール・ルームで、2、3ゲーム遊んで帰るだけなら大丈夫だろう」。だが、「そこに入りびたってはいけない」と付けくわえる。プール・ルームに関連する害悪は、玉突き自体よりも、そこでぶらぶらしていることだと、彼は認識している。

プール式で遊ばない19歳の高校生（A199）は以下のように書いている。「台ごとに料金を取ることをやめればプール・ルームは、誰にでもふさわしい場所になると思います。台の使用料を払わねばならないので、部分的にでもお金を取りもどそうと賭けをします」。

プール式で遊ばないが、何軒ものプール・ホールに出かけたことがある21歳の若者（D441）は、こう書いている。「たいていの店の雰囲気が誰の性格をもだめにしてしまいます。店主たちもそのことは認めるでしょう。もし自尊心のかけらでも持っていれば」。

プール式で遊ぶ18歳の若者（D178）はこう書いている。「プール・ルームで野卑なあるいはいやらしい話も許容せず、下品な言葉づかいも許容しなければ、少年たちが入店して遊んでも大丈夫だろうと思います」。

プール式の遊び方を知っている別の19歳の若者（C191）は、その友人たちのほとんどよりも、うわべの裏側を深くうがった考えを持っている。彼が言うには、「プール・ルームの厄介ごとは店主のせいで生じていると思います。全然、彼らは厳格でなく、悪さを奨励する人さえいます。『店主』が良ければ、プール・ルームも良いのです」。

少年たちの建設的提言を、これ以上彼ら自身の言葉で語ってもらうには紙数が足りない。提唱された対策は、だいたいのところ、知的で一考に値する。もう少しだけ、提案を少年たち自身の言葉で並べてみよう。

プール式で遊ぶ18歳（D162）：「プール・ルームには学校から少し距離を置いてもらおう」。

プール式で遊ぶ16歳（C51）：「窓とドアの覆いは引きおろそう」。

プール式で遊ぶ年齢不明（D426）：「プール・ルームはいま風のクラブ・ルームに似た感じにしよう。下品な言葉づかいをする人は追放して、どんな他の方法でも工夫して本当の紳士の余暇活動にふさわしい場所にさせよう」。

プール式で遊ぶ19歳（C206）：「賭け事はやめさせよう。賭け事禁止の法律があるのに、ほぼすべてのプール・ルームで続けられている」。

²⁰ バケツに賭け金を集めて、勝者が総取りまたは分配するスタイルの賭け事をする青少年の集団が想像できる。

ブラインドを引きおろさせよう



室内への眺めが遮られていないプール・ホールは3軒のうち1軒だけ

プール式で遊ぶ13歳 (D1):「金や商品をかけたさいころ博打をやめさせよう。観客同士の賭けをやめさせよう。私服警官の訪問をもっと多くして、わずかな数のならず者や宿なしを追いだそう。下品な言葉づかいをやめさせよう。少年全員を10時には帰らせ、10時30分より遅くはさせないようにしよう」。

プール式で遊ぶ19歳 (D416):「他の連中の金を狙ってぶらぶらしている連中を締めだそう」。

プール式で遊ぶ17歳 (E276):「子どもに遊ばせてもいいという親の意志を確認してもらおう」。

プール式で遊ぶがプール・ルームでは遊ばない16歳 (B459):「わたしの意見では、プール・ルームにかかわる法律が執行されて18歳未満の少年たちに入店させず、少年たちが金をかけて遊ぶことを許容しないのであれば、現状のプール・ルームは大丈夫だ。どうやって少年たちの年齢を確認するのかという人もいるかもしれない。もし店主が少年たちに年齢を尋ねるなら、年齢に関して少年たちから署名を取らせればいい」。

プール式で遊ばない18歳 (B563):「わたしなら善良で道徳的な、または宗教的な人が店主になるよう提案したい。平均的なプール・ルームの店主はお客が何をしようが気にかけない乱暴者である」。

プール式で遊ぶ17歳 (B495):「余暇活動局の手で、あるいは金儲けのためでなく少年たちのために働く人の手で運営されれば、プール・ルームは少年たちにとってよりよい場所になると思う」。

プール式で遊ぶ16歳 (A68):「Y.M.C.A.をもっと大きくするか、もう1つ作ってほしい。そしてY.M.C.A.のプール・ルームをもっと大きくして台の数を増やしてほしい」。

プール式で遊ぶ19歳 (A196):「店の営業権を女性に管理してもらおう。そして、街角の縁石に座りこんだり、路地でうろうろしたり騒いだりしている連中を酒場に入れさせるかどうかも、その女性に管理してもらおう」。

プール式で遊ぶ16歳 (C58):「いわゆる『ビリヤード談話室』²¹として、店名だけでなく環境も変える策をとる」。

2人 (C260とA147)は、男女ともに入店できる理想的な場所を提案している。

プール式で遊ぶ17歳 (E24):「酒場の主人同様に、プール・ルームの主人も鑑札を取るようさせ、

²¹ 「billiard parlor」はpool roomの異称。

市の規制に合わせて営業し、そうしなければ鑑札を失うよう強制してほしい。しかし規制自体は、酒場よりもずっと厳しくして、〔地元の〕若者層が常連になれるようにしてほしい。』

学校にプール台を導入すべきだと示唆する回答は、100人に2人しか挙げられない。

プール式で遊ぶ19歳 (C198) : 「わたしの考えでは、状態を向上させる唯一の方法は、クリントン校の洞察力にすぐれた校長が試したように、町のこちら側にも市営のプール・ルームを置くことだ」。

プール式で遊ばない17歳 (C250) : 「クリントン高校のキャッスル先生が、最善、かつ事実上、唯一の策をもっていると思う」。

回答の数々を読めば誰でも以下のような結論に至らざるをえないだろう。すなわち、高校へのプール台の導入の可否が高校生の間で投票に付されるならば、圧倒的多数で可決されるだろうという結論だ。

高校生とプール式玉突きに関する本研究に結論をくだす前に、問題となっている3つの中心的設問に答えようとせねばなるまい。「なぜ少年たちはプール式玉突きを覚えるのか」、「プール式の何に彼らは惹かれるのか」、「プール式玉突きには何か価値があるのか」。

まず第1に、「なぜコロンバス市の高校生の4人に3人は、プール式玉突きを覚えるのか。またなぜ4人に1人は覚ええないのか」。これが最初の設問である。4人のうち3人の振る舞いは、おおむね、模倣によって説明できると思われる。年長の若者の10人中9人はプール式で遊び、年少の子もその例に従う。少年が最初に店に足を踏み入れ、ゲームを見つめるとき、最初の一步が踏みだされる。次の一步、すなわち遊び方の習得もそれほど遅れることはない。それに、プール式玉突きが何らかの形で禁止されている、というまさにその事実が、少年たちの習得の欲求を高めることがよくある。回答紙のうち2枚に、この態度に関する心理をうまく陳述したものが見られる。「多くの少年がプール・ルームの常連になるのは、自分が何か大それたことをしてかしていると思うからだ。考え方の狭い人がプール・ルームに抱いている偏見が取りのぞかれれば、この考えも消え、プール・ルームも罪のない余暇活動の場になるだろう (C83)」。プール式で遊ぶ18歳のもう1人の少年 (C148) はこう書いている。「法律で誰でもプール・ルームに入れるということに決めさせよう。そうすればたいいの厄介ごとはなくなる。少年がやりたがるのはいつも、法律に反している事柄なのだ」。高校生の4人に1人はプール式の遊び方を覚ええないという事実は、部分的にはゲームへの関心がもてないからということもよくあるが、たいがいは親の影響によるものである。

少年にとってのプール式の魅力に関する第2の設問はもっと答えにくいものである。とはいえ、その魅力が存在することは自明である。15歳の少年 (C32) はこう書いている。「金を賭けて遊んだことはないが、プール式が素敵なゲームだということは言える」。19歳の別の少年 (C188) はこう述べる。「プール式やビリヤードは素敵で、健全なゲームだと思う」。16歳の少年 (C71) はこう書いている。「プール式は完璧な余暇活動で、これ以上、改善しようがない」。18歳の少年はこう指摘する。「プール式は良い、科学的なゲームで、腕と同様、頭の働きを正確にすることを助けてくれる」。

この最後の陳述に、ほとんどの少年たちがプール式玉突きを習得する年齢である14, 15, 16, 17歳の少年が、プール式やビリヤードで玉を突くことに感じる魅惑を説明する秘密が含まれている、とわたしは信じる。人類学者に認識されているところでは、14歳は少年の体の成長が最大になる年齢であり、成長率は年を追うごとに急速に低下していく。従って、14歳以前の少年たちに最も人気のあるゲームとしては、もっと粗雑な運動能力の適用や大き目の筋肉の使用を要求するものが期待されるだろう。それゆえに、小さな少年たちが野球に引きつけられているのをあらゆるところで見ると、14歳を過ぎると、体の成長率の増大とともに、手と目のもっと微妙な協調を発達させるのに好都合な生理学的時期に差しかかる。それをソーンダイクは、「運動技量のより微妙な適応」と呼ぶ。さて、この点こそ眼目である。すなわち、ビリヤードほど、繊細、精密、正確な手と目の協調を含むゲームは、他にないのである。ビリヤードは技巧を争うゲームであり、『独立者 (The Independent)』誌の論説を引用すると、「成功を得るには手と頭脳の絶対のコントロール、指先の極度の繊細さ、あらゆる力の強弱の正確な測定が必要である」。粗雑な運動動作の段階から抜けだそうとしている少年が、もっと微妙で最も繊細な運動の技巧が成功のために要求されるゲームに魅惑されるのも無理はない。少年期に自分の大き目の筋肉をコントロールのきくものに変えてきた彼は、いまや小さ目の筋肉も自分の意思に従わせようと望むのである。

あとは、第3の設問への回答のみが残っている。すなわち「ビリヤードの価値とは何か」。第2の設問に答えることで、すでに半分は、この答えは出ている。他のゲーム、他の活動で、人体の機構のコントロールをこれほど完璧に達成する機会を提供するものはないのである。自分の17歳の息子の不器用さを危うく思いながら、同時に息子にはプール式玉突きを覚えないように約束させている母親が、正しい結論を引きだしているわけではない。1人ならぬ少年が、学校にプール台を導入して、生徒たちがキューの使い方の指導を受けられるようにすることを要請した。ただしゲームが利潤のためではなく、余暇活動のためにおこなわれるようになるまでは、プール式の価値が十分に実現されることは決してないだろう。

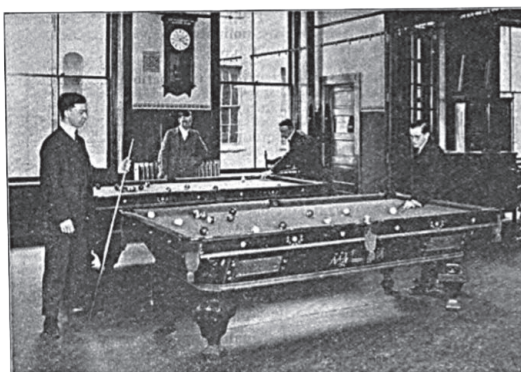
875人の高校生から提案された改善点

提案回数	提案回数
下品な言葉の禁止……………138	学生を排除する……………6
ゲームで賭けることを禁止……………113	規則を執行する……………6
賭け事を禁止……………104	1時間ごとの料金にする……………6
学校(代替として)……………95	偏見を除去する……………6
喫煙と嘔みタバコの禁止……………91	店主に少年たちへの責任を持たせる……………5
おごりを賭けての遊びを禁止……………63	楽しみと余暇活動のみのために経営する……………5
酒場と分離……………61	料金を下げる……………5
年齢制限を遵守……………51	プール・ルームを増やす……………5
プール・ルームを排除……………35	ゲーム数または遊ぶ時間を制限する……………4
好ましからざる人物を排除……………32	年齢制限を下げる……………3
飲酒を禁止……………28	「ビリヤード談話室」に名称変更……………3
タバコ販売の禁止……………27	音楽を流す……………3
ぶらぶらすることを禁止……………27	読書室, 書き物机, くつろげる椅子, 水のみ場……………3
家庭や会員制クラブ(代替として)……………27	ピープルの排除……………2
少年専用を分離……………26	小切手禁止……………2
ゲームに負けたほうが払うことを禁止……………25	指導の提供……………2
衛生状態の改善……………21	両性に開放……………2
有能で注意深い監督……………20	年齢制限をなくす……………2
市営の余暇活動向けのホール……………19	適正な広告……………2
立地と環境の改善……………19	学校から距離をおく……………2
さいころ賭博の禁止……………18	軽食, 飴, ソフト・ドリンクの提供……………2
遮蔽物の除去……………18	州による管理……………1
効率的で敬意のある運営……………18	「プール式ビリヤード協会」の結成……………1
閉店を早める……………15	会員権量という形で支払う……………1
無料のゲームの提供……………14	鑑札制……………1
Y.M.C.A.(代替として)……………12	税率を上げる……………1
もっと厳格な規制……………11	両親の同意を得る……………1
教会(代替として)……………9	規則違反した店主に罰金を科す……………1
日曜閉店……………9	「文無し」の少年を信用するな……………1
野卑な態度, 猥談, 猥褻図画の禁止……………9	少年専用時間……………1
市や警察などの査察……………8	理髪店からはどける……………1
サービスと施設の改善……………8	公正に遊ぶ……………1
ソフト・ドリンク販売の禁止……………7	女性の店主にする……………1
トランプ禁止……………6	
制限年齢を上げる(19歳から21歳のあいだで)……………6	

このような研究……………1



二人の高校生に推奨されている
オーク・ストリート&ウィルソン・アベニューにあるプール・ルーム



Y.M.C.A.で良い影響のもとにあるプール式玉突き

C アメリカの諸都市におけるプール式ビリヤードおよびビリヤードに関する規制

1916年4月22日、米国内の52の大都市の職員に非会員制のビリヤードまたはプール・ルームを規制する条例の諸規定に関する問い合わせを送付した。40市の職員が現行条例〔条文〕を送付してくれるか、同封の質問紙の回答欄に記入してくれた。

回答した40市のうち、34市には条例があり、6市には条例がない。コロンバス市はこうした6市のうちの1つである。しかしながらいくつかの事例では、諸条例には、鑑札料を課したり閉店時間を定めたりする以上に、非会員制ビリヤードまたはプール・ルームを規制する規定がなかった。

そのうち年齢制限、設置場所、閉店時間、日曜閉店、他ゲームの禁止に関する諸規定が、コロンバス市での条例を立案するうえで興味があるところである。

「年齢制限」²²：3市では16歳未満の未成年に対し、13市では18歳未満の未成年に対し、13市では21歳未満の未成年に対し、非会員制ビリヤードまたはプール・ルームにとどまること、あるいはビリヤードまたはプール式ビリヤードで遊ぶことを禁止している。

「設置場所」：13市では、ビリヤードおよびプール台のバー・ルーム内での設置が許可されている。9市ではビリヤードおよびプール台の設置はバー・ルーム内では許容されないと報告している。他

²² 以下本稿では、原文におけるゴチック表記を「」入れ表記に直している。

の3市には酒場がない。15市では、バー・ルームにドアで直接連結している場所に、ビリヤードおよびプール台を設置することが許可されている。6市では、この種の場所ではビリヤードおよびプール台の設置は禁止されている。他の3市には酒場がない、ということも忘れてはならない。シアトル市では、どの学校の近くにも、ビリヤードまたはプール台を設置することを警察署が許可しない。

「通りからの眺めの遮蔽物」: 通りからの開放的な眺めを遮蔽するものを3市では禁止し、22市では許可している。コミュニティによる監督を確保するうえでの世間の目の重要性は、諸都市でもようやく認識されはじめたところである。

「閉店時間と日曜閉店」: 下記の表から、諸都市で定めている多様な閉店時間が見てとれる。

閉店時間	都市数
11時	1
11時30分	2
12時	11
12時30分	2
1時	9
なし	2
不明	13
計	40

非会員制ビリヤードおよびプール・ホールの日曜閉店は13市に広まっているが、10市では日曜も開店している。

「他ゲームの禁止」: プール・ルームにおいて、他ゲームを行うことについて、9市では何の禁止もないと報告があり、10市は禁止していることを報告し、他の2市では金を賭けて遊ぶゲームを禁止している。もちろん、賭け事全般を禁ずる条例が全市にある。

「他の規定」: 非会員制ビリヤードおよびプール・ルームの鑑札料は、ニュー・ヘイブン市の1台50セントからバーミングラム市の1台80ドルまで多様である。

鑑札交付のまえに、申し出のあった設置場所の道徳的状态と同様、鑑札の申請者の道徳的状态を有能な道徳委員会が吟味するという規定を、シカゴ市では設けている。

提言

プログラムとサーベイ委員会は以下のように提言します。

1. 中央博愛評議会は、コロンバス市内での非会員制ビリヤードおよびプール・ルームの鑑札制度を規定するための条例の制定を支持します。その際、鑑札についての諸規定への違反の際には鑑札を没収するという罰則を設けるものとします。以下の諸規定を市長および市議会

にご考慮いただくよう提案します。

- (a) 鑑札の交付は、市の公共福祉局の監察官が申請者の道徳的状態や、提案された設置場所周辺の道徳的、衛生的諸状態を精査したのちのみおこなう。
 - (b) バー・ルーム内または酒場とドアで連結した部屋にはプール台を許可しない。
 - (c) 通りから室内が見えるのを遮るブラインド、カーテン、間仕切りなどの遮蔽物は禁止する。
 - (d) 年齢制限は18歳とする。
 - (e) 運が左右するゲーム²³はビリヤードおよびプール・ルームでは許可しない。
 - (f) 賭け事や下品な態度を禁じる規定を条例に組みこむ。
 - (g) 公共福祉局の監察官は、非会員制ビリヤードおよびプール・ルームの査察、鑑札料の決定、この条例の諸規定の施行に伴って生ずるすべてまたはその一部を指導する。
2. サーベイ委員会の広報および活動に関する諮問委員会は、サーベイ研究を広報し、この決議に伴う活動を推進する権限を付与される。
 3. 会計委員会は、本報告書の印刷経費を精査する権限を、印刷の執行権限とともに付与される。

これらの諸決議は1916年5月29日に、中央博愛評議会の特別会議で採択された。

プール式ビリヤードおよびビリヤードに関する参考書目録

I. 全般

1. Boas, F. "Growth," an article in *Cyclopedia of Education*, 3: 187-90.
2. Boas, F., and Wissler, C. "Statistics of Growth." *Report of the U. S. Commissioner of Education for 1904*, pp. 25-132.
3. Curtis, H. S. *Education through Play*, 1915, pp. 311-12.
4. Curtis, H. S. "The Playground Survey." *American Journal of Sociology*, 19:806. May, 1914.
5. Freese, J. H. "Game of Billiards." *Outing Magazine*, 45: 611-16. February, 1905.
6. Haynes, R. "Making a Recreation Survey." *Playground*, 7: 22. April, 1913.
7. "Merits," an editorial in the *Independent*, 60: 1055-56. May 3, 1906.
8. Milnes, F. J. *The Church and the Young Man's Game*. 1913. Pp. 61.
9. Reed, R. "Over the Green Cloth." *Harpers Weekly*, 62: 234. March 4, 1916.
10. *Seventh Annual Report. City Superintendent of Schools. 1914-15*. New York City. p.25.
11. Thomas, W. "The Gaming Instinct." *American Journal of Sociology*, 6: 750-63.
12. Thorndike, E. L. *Elements of Psychology*, 1907, pp. 298-305.
13. Zingsheim, F. "Better Billiards." *Billiards Magazine*, 3: 42-44. May, 1915.

II. プール・ルームとビリヤード・ルームのサーベイ

14. Burgess, E. W. "Lawrence Recreation Survey." *Lawrence (Kans.) Journal-World*, July 30, 1914, p. 2.
15. Burgess, E. W., and Sippy, J. J. *Belleville (Kans.) Social Survey*, 1915, pp. 28-29.

²³ さいころ、トランプ、ルーレットなどを使うものが多い。賭け金を出す場合もそうでない場合もある。

16. Haynes, R. *Detroit Recreation Survey*, 1913, pp. 50-51.
17. Haynes, R. "Recreation Survey, Milwaukee, Wisconsin." *Playground*, 5: 50. May, 1912.
18. Hanmer, L. F., and Perry, C. A. *Recreation in Springfield, Illinois*, 1914, pp.7, 10-11, 87.
19. Knight, H. R. *Play and Recreation in a Town of 6000*, 1915.
20. McClure, F. F. "Survey of Commercialized Recreation of Kansas City, Mo." *Second Annual Report of the Recreation Department of the Board of Welfare*, 1912, pp. 81-82.
21. North, F. R. *Indianapolis Recreation Survey*, 1914, pp. 14-15, 42.
22. North, F. R. *Portland (Me.) Recreation Survey*, 1913, pp. 46-47.
23. North, F. R. *Recreation Survey of Providence, Rhode Island*, 1912, pp. 31-32.
24. North, F. R. *Public Recreation. San Francisco, Cal. Commonwealth Club*, 1913, pp. 214-15.
25. *Recreation Survey of Cincinnati*. The Juvenile Protective Association, 1913, pp. 29-30.
26. *Report of the Recreational Inquiry Committee of the State of California*, 1914, p. 31.
27. Wright, I. G. *Recreation in Charlotte, N. C.*, 1915, pp. 29-30.

Ⅲ. 諸条例および諸規定

28. "Billiards," in *General Directions to Social Center Directors. Circular (mimeographed manuscript), C-2*, Milwaukee, Wis., 1915, p. 27.
29. "By-Laws of the Chicago Billiard Protective Association." *Billiards Magazine*, 3: 44-45. August, 1915.
30. "Ordinance Recommended by the Finance Committee." *Chicago City Council Pamphlet No. 530*, p. 4. February 21, 1916. Chicago Municipal Library.
31. McClure, F. F. "Regulation of Pool and Billiard Halls." *Third Annual Report of the Recreation Department of the Board of Public Welfare, Kansas City, Missouri*, 1913, pp. 9-11.
32. Schoenfeld, J. "Commercial Recreation Legislation. Bowling Alleys and Pool Rooms." *Playground*, 7: 479-81. March, 1914.